

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 9 月 24 日

市川市長 田中 甲

1. 送達を受けるべき者の氏名又は名称
ZHANG FUYUAN
2. 送達すべき書類を特定するために必要な事項
20260907-0057

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年度市川市公共下水道事業受益者負担金・
分担金督促状を別紙土地所有者に送付したところ、
居所・住所共に不明のため送達不能につき、地方税
法第 20 条の 2 の例により、次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 24 日

市川市長 田中 甲

1. 令和 8 年度市川市下水道事業受益者負担金・分担金督促状

発送日———— 令和 8 年 8 月 20 日

2. 督促状について

送達不能となった督促状は、下水道経営課で保管し、土地所有者もしくは土地権利者の申し出により交付する。

公示送達書

下記に係る下水道事業受益者負担金督促状を公示送達する。

※受益者負担金督促状は、下水道経営課で保管し、土地所有者もしくは土地権利者の申し出により交付する。

掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

No.	所有者	送付先住所	受益地(地番)
1	株式会社 丸東工務店	市川南3-14-16	南大野1-21-114-1
2	株式会社 京浜商事	宮久保3-36-10	宮久保3-498-2
3	株式会社 エース不動産	市川南1-1-11	大野町4-2953-4 大野町4-2955-3
4	菱和建设 株式会社	柏井町1-1628-1	柏井町1615-21・48 ・61
5	ニッパホーム 株式会社	柏井町1-1628-1	柏井町1-1611-52 1615-7
6	有限会社広家土地	東京都江戸川区西小岩1-27-15	中国分3-438-9
7	都築 操	千葉県流山市大字木858	須和田2-2080-6-c 須和田2-2080-34-c
8	佐久間 忠治	茨城県稲敷郡美浦村大字美駒2500A-23-401	若宮3-192-8・9
9	青柳 恵一	東京都世田谷区祖師谷4-3-15-210	大野町1-383-10
10	大相建設株式会社	市川2-2-11	中国分3-426-4・8・15・16
11	北市設計株式会社	新宿区西新宿3-5-3	南大野2-1356-6.13
12	榊原不動産 株式会社	新井3-20-17	中国分1-134-1
13	榊原不動産 株式会社外4名	新井3-20-18	中国分1-134-5
14	柏井物産 有限会社	東京都江戸川区南小岩8-17-11	柏井町1-1615-10・20・49
15	福栄住宅 株式会社	浦安市北栄1-6-20	大野町4-3154-2・16・3155-6
16	岡崎 照	柏井町1-1275-19	柏井町1-1275-19-c 柏井町1-1276-20-c
17	株式会社ナイスコーポレーション	東京都町田市森野2-25-9	鬼越2-213-16
18	五百川 靖夫	神奈川県逗子市小坪4-845-13	須和田2-2079-13
19	正栄地所株式会社	八幡3-27-5	宮久保3-495-3・22、505-4・10・15
20	株式会社 新東建設	南大野2-3-1	大野町4-3029-5

市川市告示第 246 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 9 月 24 日

市川市長 田 中 甲

- 1 名称
 コングラント株式会社
- 2 所在地
 大阪府大阪市西区江戸堀 1-22-17
 江戸堀イーストビル 6 階
- 3 納入義務者から委託を受ける歳入
 市川市動植物園への寄附金
- 4 指定をした日
 令和 8 年 9 月 25 日